（監事の調査の対象となる書類）

第三条　法第十条第六項に規定する厚生労働省令で定める書類は、法、国立健康危機管理研究機構法施行令（以下「令」という。）及びこの省令の規定に基づき厚生労働大臣に提出する書類とする。

（服務の本旨の遂行に関する誓約）

第四条　機構の役員及び職員に任命された者は、遅滞なく、法第二十条第一項の服務の本旨に則して職務を遂行する旨を誓約する書面に署名して、任命権者に提出しなければならない。

（業務の実施状況の報告）

第五条　法第二十三条第二項の報告は、定期的に、若しくは時宜に応じて、又は求めに応じて、次の各号に掲げる報告先の区分に応じて当該各号に掲げる内容について行うものとする。

一　内閣総理大臣　内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十五条の二第二項各号に掲げる事務に係る法第二十三条第一項各号に掲げる業務の実施状況

二　厚生労働大臣　法第二十三条第一項各号に掲げる業務の実施状況

２　法第二十三条第一項各号に掲げる業務について、内閣総理大臣又は厚生労働大臣が前項の報告の求めを行ったときには、機構は、できる限り速やかにその求めに応じて、同項の報告をするものとする。

（業務方法書の記載事項）

第六条　法第二十六条第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　法第二十三条第一項第一号に規定する感染症その他の疾患に係る予防及び医療に関する研究開発に関する事項

二　法第二十三条第一項第二号に規定する医療の提供に関する事項

三　法第二十三条第一項第三号に規定する予防及び医療に係る国際協力に関する研究開発に関する事項

四　法第二十三条第一項第四号に規定する人材の養成及び資質の向上に関する事項

五　法第二十三条第一項第五号に規定する病原及び病因の検索並びに情報の収集、整理、分析及び提供に関する事項

六　法第二十三条第一項第六号に規定する収集、検査及び保管並びに開発及び普及に関する事項

七　法第二十三条第一項第七号に規定する研修、技術的支援その他の必要な支援に関する事項

八　法第二十三条第一項第八号に規定する生物学的検査、試験及び製造に関する事項

九　法第二十三条第一項第九号に規定する製造に関する事項

十　法第二十三条第一項第十号に規定する試験及び検査に関する事項

十一　法第二十三条第一項第十一号に規定する成果の普及及び政策の提言に関する事項

十二　法第二十三条第一項第十二号に規定する施設の設置及び運営に関する事項

十三　法第二十三条第一項第十三号に規定する出資並びに人的及び技術的援助に関する事項

十四　法第二十三条第一項第十四号に規定する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）の事務に関する事項

十五　機構の建物の一部、設備、機器及び器具を、機構に勤務しない医師、歯科医師その他の医療関係者の診療又は研究若しくは技術の開発のために利用させることに関する事項

十六　業務の委託に関する基準

十七　競争入札その他契約に関する基本的事項

十八　その他機構の業務の執行に関して必要な事項

（中期計画の認可の申請）

第七条　機構は、法第二十八条第一項の規定により同項に規定する中期計画（以下「中期計画」という。）の認可を受けようとするときは、当該中期計画の最初の事業年度開始の日の三十日前までに、当該中期計画を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

２　機構は、法第二十八条第一項後段の規定により中期計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

（中期計画の記載事項）

第八条　法第二十八条第二項第九号の厚生労働省令で定める業務運営に関する事項は、次に掲げる事項及びエイズ治療・研究開発センター（血液製剤の投与によるエイズ問題に関する訴訟に係る裁判上の和解（エイズウイルスに感染した者と国との間で平成八年三月二十九日に成立した裁判上の和解をいう。）に基づく恒久的な対策として、エイズに関する診断及び治療、臨床研究、診療に関する相談、技術者の研修並びに情報の収集及び提供を行うために機構に設置される施設をいう。）における業務の実施に関する計画とする。

一　職員の人事に関する計画

二　施設及び設備に関する計画

三　法第三十五条第一項に規定する積立金の処分に関する事項

四　その他中期目標を達成するために必要な事項

（年度計画）

第九条　法第二十九条に規定する年度計画（以下「年度計画」という。）には、中期計画に定めた事項に関し、当該事業年度において実施すべき事項を記載しなければならない。

２　機構は、法第二十九条後段の規定により年度計画を変更したときは、変更した事項及びその理由を記載した届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

（業務実績等報告書）

第十条　法第三十条第三項の報告書（以下この条において「報告書」という。）には、当該報告書が次の表の上欄に掲げる報告書のいずれに該当するかに応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を記載しなければならない。その際、機構は、当該報告書が同条第一項の評価の根拠となる情報を提供するために作成されるものであることに留意しつつ、同欄に掲げる事項を機構の事務及び事業の性質、内容等に応じて区分して記載するものとする。

一　事業年度における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書	一　当該事業年度における業務の実績。なお、当該業務の実績は、当該業務が法第二十七条第二項第一号及び第二号に掲げる事項に係るものである場合には次のイからニまで、同項第三号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。 イ　中期計画及び年度計画の実施状況 ロ　当該事業年度における業務運営の状況 ハ　当該業務に係る指標がある場合には、当該指標及び当該事業年度の属する中期目標の期間における当該事業年度以前の毎年度の当該指標の数値 ニ　当該事業年度の属する中期目標の期間における当該事業年度以前の毎年度の当該業務に係る財務情報及び人員に関する情報 二　当該業務が法第二十七条第二項各号に掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績について機構が評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。 イ　中期目標に定めた項目ごとの評定及び当該評定を付した理由